

令和7年度 駒ヶ根市障がい者就労施設等からの 物品等調達の推進を図るための方針

令和7年5月1日作成

1 趣旨

この方針は、障がい者就労施設等の受注の機会の拡大等を図るため「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定により、本市における障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、本市のすべての機関が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設

調達の対象となる障がい者就労施設は市内の施設とし、物品等の調達が可能な次の施設とする。

『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）』に基づく事業所・施設等

- ①就労移行支援施設
- ②就労継続支援施設（A型・B型）
- ③生活介護施設
- ④障害者支援施設
- ⑤地域活動支援センター
- ⑥小規模作業所

4 対象品目の分類

	品 目	具 体 例
物品	①事務用品・書籍	事務用品、用紙、封筒等
	②食料品・飲料	パン、豆腐、こんにゃく、洋菓子・コーヒー等
	③小物雑貨	衣類、木工品、人形等
	③その他物品	机、椅子、踏台等
役務	①印刷	チラシ、名刺等の印刷
	②クリーニング	クリーニング等
	③清掃、施設管理	清掃、除草作業、施設管理等
	④飲食店等の運営	売店、喫茶店等
	⑤その他サービス	仕分け・発送、袋詰・包装、印刷物折り等

5 調達推進方法

① 行動指針の作成

推進事務局（福祉課）は、障がい者就労支援施設等からの物品等調達方針を毎年度作成し、調達実績や調達予定を勘案し、調達目標を設定する。

② 積極的な情報提供と調達の依頼

推進事務局は、障がい者就労支援施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、これら情報に基づき各機関に対して優先調達を依頼する。

③ 各機関の対応

各機関は、地方自治法施行令及び市財務規則等に定める随意契約も活用し、障がい者就労施設等からの調達を推進する。

6 調達方針及び調達実績の公表

① 市は、調達方針を作成し、又は見直したときは、市ホームページ等で速やかに公表する。

② 市は、当年度の調達実績を翌年度の5月末までに取りまとめ、市ホームページ等で公表する。

7 調達目標

令和7年度の調達目標は、7,000千円とする。

8 所管する事務等

推進事務局 民生部 福祉課

①調達方針及び調達実績の作成・公表、調達の推進等に関すること。

②障がい者就労施設等との連絡調整及び調達可能な物品等の情報収集等に関すること。